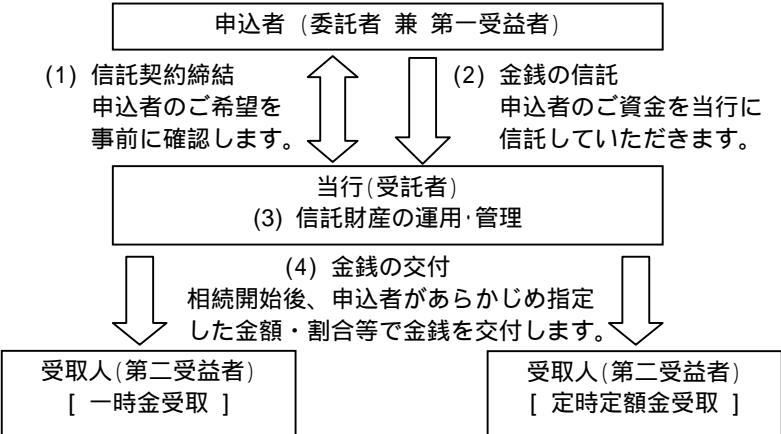


商品名（信託の種類）	しがぎん遺言代用信託<永遠のかけはし> (元本補てん付合同運用指定金銭信託)
ご利用いただける方	20歳以上の個人のお客さま（日本国内に住所を有する方に限ります） なお、お一人さまにつき、1契約とします。
信託の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者兼第一受益者（以下、「申込者」といいます）が受託者である株式会社滋賀銀行（以下、「当行」といいます）に別途提出する「遺言代用信託<永遠のかけはし>申込書（兼預金口座振替依頼書）」（以下、「申込書」といいます）により指定する第二受益者（以下、「受取人」といいます）に、申込書記載の金額もしくは割合で信託財産を取得させること。 ・信託された金銭（以下、「当初信託金」といいます）を受取人のために運用・管理すること。
商品の特徴	信託契約時に申込書において受取人に対する信託財産に係る金銭の支払方法等を指定することができます。ただし、当行が認める場合に限りです。
商品の仕組み	<p>本商品は、長期の財産管理や円滑な財産移転を行う目的で、申込者が信託した財産を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続開始後に申込者のご指定通りに一時金として、または定時定額金として受取人にお支払する商品であり、仕組みは次のとおりです。</p>  <pre> graph TD A[申込者 (委託者 兼 第一受益者)] -- "(1) 信託契約締結 申込者のご希望を 事前に確認します。" --> B[当行 (受託者) (3) 信託財産の運用・管理] A -- "(2) 金銭の信託 申込者のご資金を当行に 信託していただきます。" --> B B -- "(4) 金銭の交付 相続開始後、申込者があらかじめ指定 した金額・割合等で金銭を交付します。" --> C[受取人 (第二受益者) [一時金受取]] B -- "(4) 金銭の交付 相続開始後、申込者があらかじめ指定 した金額・割合等で金銭を交付します。" --> D[受取人 (第二受益者) [定時定額金受取]] </pre>
<p>プラン</p> <p>(1) 一時金プラン</p> <p>(2) 定時定額金プラン</p> <p>(3) 併用プラン (上記(1)および(2)を併用したプラン)</p>	<p>本商品では、次の3つのプランからいずれかを選択いただきます。</p> <p>相続開始後、受取人が指定された受取割合の信託財産を一時金で受取る。</p> <p>相続開始後、受取人が指定された受取割合の信託財産を定時定額金で受取る。</p> <p>相続開始後、信託財産より一時金受取分の信託元本控除後の金額を、定時定額金で受取る。（一時金受取人が受取る金額は、当初信託元本のみです。信託の収益金は、引き続き信託財産として残るので、定期定額金受取人が最終一括で受取ります。）</p> <p>一時金受取人または定時定額金受取人は合計5名指定することができます。</p>
<p>入金の方法・受託金額</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>(2) 受託金額</p>	<p>当行の本支店にてお申込みいただき、契約により信託を設定します。</p> <p>200万円以上</p>

<p>(3) 受託単位</p> <p>(4) 入金方法</p>	<p>1万円単位。ただし、原則、総金融資産の30%を受託金額の上限とし、また、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とする場合があります。 (追加信託の場合も同様です)</p> <p>遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託設定時にご指定の当行普通預金口座から、当初信託金相当額 (信託報酬を含みます) の金銭を振替えます。あらかじめ、指定口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。 ・ 申込者は、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができません (以下、当初信託金および追加信託金を総称し「信託金」といいます)。ただし、当行が別途定める基準に従い算出した金額を最高受託金額とします。なお、受取人は信託金の追加をすることはできません。
<p>信託契約期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上30年以内 (1年単位) (延長、継続はできません) ・ 信託契約日 (資金の振替日であり申込日とは異なります) から信託期間満了日まで。
<p>信託財産の運用・管理方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とします。 ・ 信託財産は、当行の固有勘定と分別管理します。 ・ 信託財産は、当行の銀行勘定への運用 (銀行勘定貸) を中心に運用します。 ・ 当行は、本信託の信託財産を、運用を同じくする他の信託財産と合同で運用することができるものとして扱います。この場合、他の信託財産との損益分配は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
<p>信託業務の委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、必要と認めた場合、信託事務の全部または一部を第三者に委託できるものとして扱います。 ・ なお、受益者保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に該当するときは、信託事務の全部または一部を当行の利害関係人に委託できるものとして扱います。
<p>当行等との取引</p>	<p>当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に、当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で預金取引等を行うことができるものとして扱います。</p>
<p>受取人 (受益者) に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約日から申込者に相続が発生するまでの間は、申込者が受益者 (委託者兼第一受益者) となります。 ・ 申込者に相続が発生した後は、申込者が信託契約時に申込書により指定した方が受取人 (第二受益者) となります。 ・ 申込者は、申込者の推定相続人 (申込日において申込者の相続が開始した場合に相続人となることが予定される方) の中から受取人として、申込者の相続発生後にあらかじめ指定された金額の金銭を受取る「一時金受取人」と「定時定額金受取人」を指定することができます。 (同じ方を「一時金受取人」と「定時定額金受取人」の両方に指定することもできます)

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は信託設定後、申込者が契約時に指定した受取人に対し、受取人に指定された旨および契約内容等を通知します。 ・申込者は、当行所定の方法により、受取人を変更、追加、取消することができます。当行は、申込者が受取人を変更、取消した場合、変更、取消前の受取人に対しその旨を通知しません。 ・当行は、申込者に相続が発生した後、受取人に対し受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発出した日から3ヵ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対し意思表示するよう催告します。受取人が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要です。なお、本件通知を発出した日から3ヵ月以内に意思表示がなされない場合は、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。ただし、申込者が申込時に指定した受取方法に関わらず、一時金での受取となります。
信託財産の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・信託金の元本については、申込者または受取人からご指定いただいた方法・金額にて金銭で支払います。（受取指定日が銀行休業日の場合は前営業日に支払います）なお、信託終了時（信託期間満了時等）においては、信託終了時の翌日以降に金銭で支払います。 ・信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降（ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日）に金銭で支払います。なお最終支払以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組入れます。
税金	<p>信託の収益金は、20%源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されるので、20.315%の源泉分離課税（所得税15.315%、住民税5%）です。</p>
予定配当率	<ul style="list-style-type: none"> ・予定配当率は、信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ、当行が決定します。 ・予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。 ・当行は予定配当率を保証しません。（確定利回りの商品ではないので、利息の補足はしません）
信託報酬 (1) 設定時報酬 (消費税込み) (2) 運用報酬 (3) 管理報酬	<p>信託契約時（追加信託契約時を含む）に、信託財産額の1.10%（ただし最低報酬55,000円）を、申込者から設定時報酬として申込金とは別にいただきます。</p> <p>本信託の運用収益から予定配当額を差引いた金額（信託元本に対して年8.0%を上限、年0.001%を下限とします）を運用報酬として、計算期日に信託財産からいただきます。</p> <p>無料</p>
信託財産に関する租税 その他の費用	<p>信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。</p>
信託財産の計算期間	<p>本信託は、毎年3月末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。</p>
信託財産の運用状況等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・計算期日にかかる「信託財産状況報告書」を作成し、当行店頭における閲覧に供する対応を行います。ご希望の場合は、当行取引店に申し出ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者から残高などのご照会があった場合には、速やかに回答いたします。
中途解約時の取扱い	<p>当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、原則、中途解約（全部解約または一部解約）はできません。</p>
元本の補てん	<p>本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。</p>
預金保険	<p>本信託は預金保険の対象です。ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。</p>
受益権の譲渡・質入の制限	<p>本信託の受益権は、当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入することはできません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式、手続きにより行います。</p>
信託終了の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託期間が満了となった場合。 ・ 当行がやむを得ない事情があると認めた場合に中途解約（全部解約）した場合。 ・ 信託財産の交付が完了（信託財産の全部がなくなった）した場合。 ・ 次の事由に該当し、当行から申込者または受取人へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。 <ul style="list-style-type: none"> （１）申込者の相続発生後、当行が受取人に対し受益を承認または放棄する旨の意思表示を行うよう通知を発出し、その後3ヵ月以内にいずれの意思表示もなされなかったために、受益を承認したと当行がみなした場合。 （２）申込者、受取人等の本信託の関係者が、反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合。 （３）本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関連法令などに抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 （４）税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合。 ・ 受取人全員が申込者の相続発生以前に死亡した場合（受取人と申込者が同時に死亡した場合を含む）において、申込者が受取人を変更しないまま死亡した場合。 ・ 受取人が受益権取得後に死亡した場合。 ・ 受取人が受益権取得後に、当行所定の方法により受益権を放棄する旨の意思表示をした場合。
受託者の公告の方法	<p>当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本信託のお申込時には、必ず約款等にて詳細をご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ・ 本信託のお申込時には、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、申込者および受取人名義の当行国内本支店（出張所・代理店含む）の普通預金口座を指定してください。また信託期間中は、当該普通預金口座を維持してください。

	<ul style="list-style-type: none">・本信託のお申込後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託が設定（信託契約の成立）されます。（お申込みのみでは信託の設定となりません。また、何らかの理由で当該振替がなされなかった場合も、信託は設定されません）・信託設定は原則週1回です。・本信託は、受益権を証するための受益権証書または受益証券は発行しません。・本信託のお申込時に、将来、遺留分の問題等により相続人間で紛争となる可能性が高い場合は受託できないことがあります。また、申込者の相続発生後に、遺留分の問題等により相続人間で紛争が生じた場合は、元本等の金銭を交付できない場合があります。・マル優（少額貯蓄非課税制度）は利用できません。・本信託は預金ではありません。
--	---

本概要は2020年4月1日現在の法令、税制に基づいて作成しています。今後の法令等改正により内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

商号：株式会社滋賀銀行

本店所在地：〒520-8686 滋賀県大津市浜町1番38号

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人信託協会信託相談所です。

連絡先 信託協会 信託相談所

一般電話から 0120-817335 携帯電話から 03-6206-3988